

議案第 27 号

渋川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

渋川市長の資産等の公開に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「株券」の次に「（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資産等報告書等の作成）</p> <p>第2条 市長は、その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）</u> 預金及び貯金の額</p> <p>（5） <u>有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）</u></p> <p>（6） （略）</p> <p>（7） （略）</p> <p>（8） （略）</p> <p>（9） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（資産等報告書等の作成）</p> <p>第2条 市長は、その任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） <u>預金（当座預金及び普通預金を除く。）</u>、<u>貯金（普通貯金を除く。）</u>及び<u>郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）</u> 預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>（5） <u>金銭信託 金銭信託の元本の額</u></p> <p>（6） <u>有価証券（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券</u> <u>にあつては、株式の銘柄及び株数）</u></p> <p>（7） （略）</p> <p>（8） （略）</p> <p>（9） （略）</p> <p>（10） （略）</p> <p>2 （略）</p>